

令和2年度第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月5日（金）15時30分～16時00分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農作業別標準賃金について
議案第6号 農業委員会が定める別段の面積について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 3件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 6件
報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について 1件
報告第4号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 4件
報告第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について
5. 出席委員 10名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、4番細谷修、5番斉藤ひろ子、8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉
6. 欠席委員 5名
3番岩柳美智夫、6番川野英一、7番農宮弘子、14番平山光子、15番日暮俊雄
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査、水須主査補
8. 議事録

議長 委員15名中、10名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和2年度第12回農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、4番細谷委員と5番斉藤委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の水須主査補を指名します。なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮願います。本日の議案につきましては、既に配付のとおりであります。事務局から現地調査の実施について報告をお願いします。

事務局 はい。現地調査の実施につきましてご報告申し上げます。農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和3年2月26日、午前9時より、1班の大木委員、斉藤委員、篠崎委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。はじめに事務局の報告を求めます。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認につきましては、5件をお諮りするものでございます。各委員におかれましては、事前にお配りした議案書及び資料を確認のうえ、疑義ある場合は、昨日正午までに事務局までご連絡いただくこととなっておりますが、本議案に対する意見等はございませんでした。なお、申請番号5については、現地調査の際、雑草や雑木が繁茂し、現状のままでは耕作ができない状態であったことから、「いつまでに復元するのか」、また、「確実に耕作されるのか」を明確にしてもらう必要があるのではないかとの意見をいただきましたので、申請人にその旨を伝え、5月末までに復元し、農地として適正利用する旨、譲渡人と譲受人の連名にて誓約書を提出していただきましたのでご報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。以上のとおり事務局より報告がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。事務局の報告を求めます。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認につきましては、1件をお諮りするものでございます。事前にご連絡を頂いた本議案に対する意見等はございませんでした。以上です。

議 長 ありがとうございます。以上のとおり事務局から報告がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。事務局の報告を求めます。

事務局 はい。議案第3号、農業経営改善計画につきましては、計画変更1件、認定更新1件、新規認定1件をお諮りするものでございます。事前にご連絡を頂いた本議案に対する意見等はございませんでした。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。以上のとおり、事務局から報告がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。事務局の報告を求めます。

事務局 はい。議案第4号、農用地利用集積計画につきましては、利用権の設定が20件、所有権の移転が5件をお諮りするものでございます。事前にご連絡を頂いた本議案に対する意見等はございませんでした。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。以上のとおり、事務局から報告がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第5号、農作業別標準賃金について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議案第5号 令和3年度東金市農作業別標準賃金(案)について、ご説明いたします。本議案につきましては、毎年千葉県農業会議において、地域別標準農作業賃金並びに機械による標準農作業料金が設定され、検討の上、各農業委員会にて農家等に対し提供するものとされています。令和3年度については、概ね変更はないとのことですが、機械に対する作業料金は、前年度に比較し値上がりした作業料金もあり、これは機械本体代金の上昇及び燃料価格の値上がりなどによるものとのことですが、つきましては、以上のことから、千葉県農業会議設定賃金に順次提出議案のとおり、お諮りするものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。以上のとおり、事務局から報告がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第5号、農作業別標準賃金について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第6号、農業委員会が定める別段の面積について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議案第6号 農業委員会が定める別段の面積について、ご説明いたします。ご承知のとおり、耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条の規定による許可が必要であり、この許可の要件の一つとして下限面積要件が設定されております。これは、権利取得後の農地面積の合計が、都府県は50アール以上、北海道は2ヘクタール以上でなければ許可することができないとされておりますが、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっております。また、農業委員会は、毎年、この別段の面積の設定について検討し、その結果を公表することになっておりますが、東金市におきましては、これまで原則である50アールを下限面積としてきたところです。一方、昨年11月に公表された2020年の農林業センサスの概数値によりますと、東金市における総農家数は1,266世帯で、2015年の1,517世帯から、251世帯減少しております。このまま農家の減少が続けば、遊休農地の大幅な増加に繋がることが懸念されることから、早期に対策を講じる必要があることは、皆様ご承知のとおりであります。別段の面積の基準を定める農地法施行規則第17条第2項において、その要因を担い手が不足している地域とし、遊休農地等が相当程度存在する区域について、当該区域内の位置、及び規模から見て、小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れが無いこととしております。また、その面積は当該設定区域及び周辺の地域における農地等の保有及び利用の状況、並びに将来の見通し等から、新規就農を促進するために適当と認めら

れる面積としています。そこで、以上を踏まえて、新規就農の促進の観点から、改めて別段面積の設定の必要性をご検討いただくため、先般、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様アンケート調査をお願いしたところでございます。結果につきましては、既にお知らせしましたとおり、下限面積要件を緩和する必要があるとの意見が多数を占め、「市内全域に30アールを設定することが適当」との回答が最多となりました。以上のことから、提出議案のとおり、別段の面積を市内全域に30アールと定めることをご諮りするものでございます。なお、本日、欠席の委員には先月の総会において、アンケート結果及び本日の議案としてお諮りすることをご説明いたしましたが、特にご意見等はございませんでした。本日承認をいただきましたら、来週の月曜日、3月8日に告示し、運用を開始してまいりたいと考えております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。以上のとおり、事務局から報告がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第6号、農業委員会が定める別段の面積について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第5号につきましては、既にお配りしたとおりであります。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和3年3月5日